

医政地発0218第4号
平成27年2月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

検体測定室の自己点検結果と今後のガイドラインの運用について

標記については、別紙のとおり「検体測定室の自己点検結果と今後のガイドラインの運用について」（平成27年2月18日医政地発0218第2号）を通知したため、御了知いただきたい。

また、検体測定室に関する事務については、厚生労働省で行うこととしているが、感染症への対応等の観点から各都道府県との連携及び情報共有の推進が不可欠であるため、「検体測定室等において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等の事務取扱について」（平成26年10月21日医政地発1021第6号）により、各都道府県の連絡窓口（所属、氏名及びメールアドレス）の登録をお願いしているところですが、未だ連絡窓口を登録していない各都道府県については、当課の専用アドレス（k-sokutei@mhlw.go.jp）まで、連絡をお願いします。